

## 秋田市雄和観光施設の指定管理者募集要項

秋田市雄和観光施設の管理を指定管理者に行わせるため、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第2条の規定に基づき、次のとおり指定管理者を募集します。

※雄和観光施設は、雄和地域の観光振興を図るため設置された施設であり、設置の目的等に共通点があるほか、それぞれの施設の連携を図ることにより、利用者へのサービスやコスト面など設置目的の効果的な達成を期待できることから、6施設の管理を一括して行う指定管理者を募集します。

### 1 秋田市雄和観光施設の概要

#### (1) 秋田市雄和観光交流館

ア 施設名称 秋田市雄和観光交流館

イ 所在地 秋田市雄和妙法字糠塚1番地1

ウ 設置目的 本市の観光と産業を結び付け、総合的な発展をめざす拠点とすることを目的とする。

エ 規模等

#### (ア) 構造等

名称	構造・規模	延床面積	用途・概要等
観光交流館	鉄筋コンクリート造2階建	1,395.00㎡	レストラン、売店、イベントホール(220名収容)、イベントギャラリー
公衆便所	木造平屋建	26.00㎡	
休憩所	木造平屋建	13.20㎡	
東屋	木造平屋建	12.96㎡	

(イ) 敷地面積 49,136.00㎡

(ロ) 延床面積 1,447.16㎡

(ハ) 開設年月 平成8年12月20日

(ニ) 駐車場 40台

オ 施設利用者数の実績（過去3年間）

令和2年度 19,878人

令和3年度 20,100人

令和4年度 21,226人

#### (2) 秋田市雄和里の家

ア 施設名称 秋田市雄和里の家

イ 所在地 秋田市雄和妙法字糠塚21番地

ウ 設置目的 旧民家の保存および伝承により、本市の観光の振興に資することを目

的する。

エ 規模等

(7) 構造等

名称	構造・規模	延床面積	用途・概要等
里の家	木造平屋建	269.96m <sup>2</sup>	茶室、上座敷（和室8畳）、下座敷（和室8畳）、茶の間（和室8畳）

(イ) 敷地面積 6, 770.00m<sup>2</sup>

(ウ) 延床面積 269.96m<sup>2</sup>

(エ) 開設年月 昭和63年3月17日

(オ) 駐車台数 170台（里の家、農産物加工所、花き栽培園等との共有）

オ 施設利用者数の実績（過去3年間）

令和2年度 705人

令和3年度 796人

令和4年度 1,892人

(3) 秋田市雄和観光農産物加工所

ア 施設名称 秋田市雄和観光農産物加工所

イ 所在地 秋田市雄和妙法字糠塚1番地1

ウ 設置目的 本市の農産物の加工の研究開発を促進することにより、農業経営の安定化および加工品を特産物とすることによる観光資源としての活用を図ることを目的とする。

エ 規模等

(7) 構造等

名称	構造・規模	延床面積	用途・概要等
農産物加工所	木造平屋建	499.00m <sup>2</sup>	大加工室、加工室（3室）、ラウンジ、管理棟、事務室、休憩室、倉庫（5室）

(イ) 敷地面積 49,136.00m<sup>2</sup>

(ウ) 延床面積 499.00m<sup>2</sup>

(エ) 開設年月 平成6年3月25日

(オ) 駐車台数 170台（里の家、農産物加工所、花き栽培園等との共有）

オ 施設利用者数の実績（過去3年間）

令和2年度 224人

令和3年度 119人

令和4年度 124人

(4) 秋田市雄和ふるさと温泉

ア 施設名称 秋田市雄和ふるさと温泉

イ 所在地 秋田市雄和神ヶ村字舟卸145番地2

ウ 設置目的 地域の住民および観光客に休養の場を提供することを目的とする。

エ 規模等

(ア) 構造等

名称	構造・規模	延床面積	用途・概要等
ふるさと温泉	鉄筋コンクリート造2階建	1,720.13m <sup>2</sup>	浴室、休憩室、売店、レストラン、ラウンジ、宿泊室(5室、各6畳)、大広間(和室40畳)、リラクゼーションルーム、コミュニケーションルーム、炊事室
温泉供給施設	木造平屋建	9.55m <sup>2</sup>	

(イ) 敷地面積 3,150.55m<sup>2</sup>

(ロ) 延床面積 1,729.68m<sup>2</sup>

(ハ) 開設年月 昭和60年3月30日(平成7年12月22日改築)

(ニ) 駐車台数 60台

オ 施設利用者数の実績(過去3年間)

令和2年度 90,120人

令和3年度 92,422人

令和4年度 93,825人

カ 特記事項 指定管理期間中に、1年程度の施設改修工事を予定しているため、休館を伴う可能性がある。

(5) 秋田市雄和コテージ

ア 施設名称 秋田市雄和コテージ

イ 所在地 秋田市雄和神ヶ村字窪24番地

ウ 設置目的 地域の資源を活用し、都市と農村の交流を促進することにより、観光の振興および山村地域の活性化を図ることを目的とする。

エ 規模等

(ア) 構造等

名称	構造・規模	延床面積	用途・概要等
コテージ	木造2階建	256.09m <sup>2</sup>	A棟:64.38m <sup>2</sup> 、B棟:64.59m <sup>2</sup> 、C棟:62.93m <sup>2</sup> 、D棟:64.19m <sup>2</sup>
公衆便所	木造平屋建	18.97m <sup>2</sup>	
休憩所	木造平屋建	13.24m <sup>2</sup>	

(イ) 敷地面積 10,710.57m<sup>2</sup>

(ロ) 延床面積 288.30m<sup>2</sup>

(ハ) 開設年月 昭和60年3月30日(平成7年12月22日改築)

(ニ) 駐車台数 8台

オ 施設利用者数の実績(過去3年間)

令和2年度 992人  
 令和3年度 1,061人  
 令和4年度 1,313人

(6) 秋田市雄和サイクリングターミナル

- ア 施設名称 秋田市雄和サイクリングターミナル
- イ 所在地 秋田市雄和椿川字奥椿岱194番地1
- ウ 設置目的 雄和地区のスポーツ施設の利用の促進および観光の振興を図ることを目的とする。

エ 規模等

(7) 構造等

名称	構造・規模	延床面積	用途・概要等
サイクリングターミナル	鉄筋コンクリート2階建、地下1階	1,414.08㎡	研修室(3室)、大広間(2室)、売店、食堂、事務室、休憩室
公衆便所	木造平屋建	23.37㎡	

- (イ) 敷地面積 46,190.29㎡
- (ウ) 延床面積 1,437.45㎡
- (エ) 開設年月 昭和60年3月18日
- (オ) 駐車台数 60台

オ 施設利用者数の実績(過去3年間)

令和2年度 14,025人  
 令和3年度 15,443人  
 令和4年度 18,279人

**2 指定管理者の管理の業務(本業務)**

※詳細は「秋田市雄和観光施設管理業務仕様書」によります。

(1) 秋田市雄和観光交流館

- ア 以下に掲げる事業の実施に関する事。
  - (ア) 交流、集会、研修等のための施設利用に関する事。
  - (イ) 観光情報等の提供に関する事。
  - (ウ) 交流館を利用する者等への食事提供に関する事。
  - (エ) 物産等の展示および販売に関する事。
  - (オ) 各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務
- イ 交流館の利用の許可に関する事。
- ウ 交流館の利用の制限および停止ならびに利用の許可の取消しに関する事。
- エ 交流館の施設、附属設備等の維持管理に関する事。
- オ 前各号に掲げるもののほか、市長が交流館の管理運営上必要と認める業務

(2) 秋田市雄和里の家

- ア 里の家の利用の許可に関する事。
- イ 里の家の利用の制限および停止ならびに利用の許可の取消しに関する事。
- ウ 里の家の施設、附属施設等の維持管理に関する事。
- エ 前各号に掲げるもののほか、市長が里の家の管理運営上必要と認める業務

(3) 秋田市雄和観光農産物加工所

- ア 加工所の利用の許可に関する事。
- イ 加工所の利用の制限および停止ならびに利用の許可の取消しに関する事。
- ウ 加工所において製造した加工品の販売の許可に関する事。
- エ 加工所の施設、附属設備等の維持管理に関する事。
- オ 前各号に掲げるもののほか、市長が加工所の管理運営上必要と認める業務

(4) 秋田市雄和ふるさと温泉

- ア ふるさと温泉の利用の許可に関する事。
- イ ふるさと温泉および停止ならびに利用の許可の取消しに関する事。
- ウ ふるさと温泉の施設、附属設備等の維持管理に関する事。
- エ 前各号に掲げるもののほか、市長がふるさと温泉の管理運営上必要と認める業務

(5) 秋田市雄和コテージ

- ア コテージの利用の許可に関する事。
- イ コテージの利用の制限および停止ならびに利用の許可の取消しに関する事。
- ウ コテージの施設、附属設備等の維持管理に関する事。
- エ 前各号に掲げるもののほか、市長がコテージの管理運営上必要と認める業務

(6) 秋田市雄和サイクリングターミナル

- ア 以下に掲げる事業の実施に関する事。
  - (ア) スポーツおよび体力づくりを行うための自転車等の貸出しおよび施設の利用に関する事。
  - (イ) 集会、研修等のための施設利用に関する事。
  - (ウ) ターミナルを利用する者等への食事提供に関する事。
  - (エ) 各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務
- イ サイクリングターミナルの利用の許可に関する事。
- ウ サイクリングターミナルの利用の制限および停止ならびに利用の許可の取消しに関する事。
- エ ターミナルの施設、附属設備等の維持管理に関する事。
- オ 前各号に掲げるもののほか、市長がターミナルの管理運営上必要と認める業務

### 3 管理を行わせる期間（指定管理期間）

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）

ただし、管理を維持することが適当でないと認めるときは、期間の途中においても指定を取り消すことがあります。

### 4 管理運営に要する経費

(1) 秋田市雄和観光施設の管理運営に必要な経費（以下「指定管理料」という。）を年度ごとに予算の範囲内で支払います。

(2) 指定管理料の額については、毎年度締結される年度協定書により定めます。

※指定管理料の実績額（6施設の一括管理分）は以下のとおりです。

令和2年度 37,763千円

令和3年度 57,817千円

令和4年度 61,015千円

### 5 申請をする団体に必要な資格

(1) 有資格条件

ア 秋田市内に事業所（本社・本店・支社・支店）を有する法人その他の団体（以下「団体」という）であること。

イ 今回指定管理を行わせる6施設の一括管理を適切に行うことができること。

※共同事業体による申請

次の要件を満たす場合は、共同事業体として申請することができる。

ア 共同事業体を構成する団体（以下「構成団体」という）が協定を結び、構成団体の中で代表となる団体（以下「代表団体」という）を定めること。

イ 代表団体は、共同事業体における責任割合が最大であること。

ウ 全ての構成団体は、(1)有資格条件のすべての要件に該当し、かつ、(2)欠格事項のすべての要件に該当しないこと。

エ 構成団体で有資格条件の全ての条件を満たしていること。

(2) 欠格事項

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当する法人で、その事実があった後2年を経過していない者（同項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過していない者を代理人、支配人その他の使用人として使用する法人を含む）

イ 申請の日において現に市の指名停止措置を受けている団体

ウ 申請の日において破産手続、再生手続又は更生手続が開始されている団体

エ 秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第3条第2項に規定する団体

オ 秋田市暴力団排除条例（平成24年秋田市条例第10号）第2条に規定する暴力団員

又は暴力団と密接な関係を有する団体  
カ 市税に滞納がある団体

## 6 申請の手続

### (1) 提出書類

本件に申請する団体は、「秋田市雄和観光施設指定管理者申請書類一覧」(別紙1)に掲げる書類を提出してください。

### (2) 提出場所 〒010-8560

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市観光文化スポーツ部観光振興課施設担当

電 話 018-888-5606

FAX 018-888-5603

### (3) 受付期間 令和5年10月6日(金)から令和5年10月27日(金)まで (土・日、祝日を除く)

### (4) 受付時間 午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く)

### (5) 提出方法 郵送又は持参してください。郵送による場合は、締切日必着。

※提出期限後における申請書類の変更および追加は認めません。

### (6) 提出部数

正本1部、副本9部を提出してください(副本は複写可)。

※市が必要と認める場合は、申請書および添付書類の内容について説明や追加資料を求めることがあります。

### (7) 募集要項等の交付

募集要項や提出書類の様式等は、秋田市のホームページからダウンロードして下さい。ダウンロードできない場合は、上記(2)の観光振興課で直接交付します。

### (8) 現地説明会(予定)

ア 日 時 令和5年10月17日(火) 午後1時

イ 場 所 雄和ふるさと温泉(ユアシス)→雄和コテージ→雄和サイクリングターミナル→雄和観光農産物加工所→雄和里の家→雄和観光交流館

※当日、午後1時までに雄和ふるさと温泉にお集まりください。

ウ 申込方法 現地説明会への参加を希望する団体は、「現地説明会参加申込書」(様式8)に必要事項を記入のうえ、秋田市観光文化スポーツ部観光振興課施設担当まで提出してください。なお申込締切は、10月13日(金)午後5時まで。参加者数は1団体、3名以内とします。

※申込みがない場合は、説明会を開催しません。

### (9) 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

ア 受付期間 令和5年10月17日(火)から令和5年10月20日(金)  
午前9時から午後5時まで

イ 受付方法 質問票（様式9）に記入の上、提出してください。

FAXおよび電子メールでの提出も可とします。FAXにより提出する場合は、事前に秋田市観光文化スポーツ部観光振興課に連絡した後、送信してください。

ウ 回答方法 令和5年10月24日（火）に回答（予定）するほか、質問者の団体名等を伏せて、秋田市観光文化スポーツ部観光振興課のホームページに掲載します。

(10) 著作権の帰属等

事業計画書等の著作権は、申請者に帰属します。ただし、市は、指定管理者の決定の公表等必要な場合には、事業計画書等の内容を無償で使用できるものとします。また、提出された書類については、秋田市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年秋田市条例第32号）の規定に基づき非公開とすべき部分を除き、公開されることがあります。

なお、提出された書類は理由の如何にかかわらず返却しません。

(11) 費用の負担

申請に要する費用は、すべて申請者の負担とします。

(12) その他留意事項

ア 秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）および同施行規則（平成17年秋田市規則第43号）を承諾のうえ申請してください。

イ 申請書類等に虚偽の記載があった場合は、失格となります。

## 7 選定の方法、基準および時期

(1) 秋田市観光文化スポーツ部指定管理者選定委員会による選定

秋田市観光文化スポーツ部指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、申請者から事業計画等の説明を受け、「指定管理者選定評価基準」に則り審査したうえで、指定管理者の候補者および次点候補者を選定します。

(2) 指定管理者選定評価基準

指定管理者選定評価基準は、秋田市雄和観光施設の管理運営業務に関する事業計画書（様式6）（以下、「事業計画書」という。）の各項目に沿った基準です。詳細については「秋田市雄和観光施設指定管理者選定評価基準採点表」（別紙3）を参照してください。

(3) 審査の方法

選定委員会においては、申請者による事業計画書を中心としたプレゼンテーションを審査した後、委員による質疑を行い、総合的に評価し指定管理者の候補者および次点候補者を決定します。

(4) 選定期間および結果の通知



申請者によるプレゼンテーションおよび選定は令和5年10月31日(火)を予定しています。

(後日、書面により開催場所、時間、プレゼンテーション予定時間を通知します)  
選定結果についても後日書面により通知します。

(5) 選定結果の公表

秋田市のホームページに選定結果を掲載し公表します。

## 8 公募から管理運営までのスケジュール

令和5年10月 6日(金)～	公募期間：10月27日(金)まで
10月13日(金)	現地説明会申込期限
10月17日(火)	現地説明会予定
10月17日(火)～	質問事項の受付開始
10月20日(金)	質問事項の受付期限
10月24日(火)	質問事項の回答予定
10月27日(金)	公募期限
10月31日(水)	選定委員会予定(候補者の選定)
12月下旬(11月議会)	指定管理者指定の議決
令和6年 2月	基本協定の締結
3月	年度別協定書の締結
4月 1日	指定管理業務の開始

## 9 協定の締結

選定委員会において選定された候補者が、議会の議決を経て指定管理者に指定された後、指定管理者は、市と管理運営等に関する細部についての協議を行い、指定期間の基本的な事項を定めた「基本協定」および年度毎の事業実施等に係る事項を定めた「年度別協定」を締結するものとします。

(1) 基本協定の内容

- ア 管理業務に関する基本的な事項
- イ 利用料金に関する事項
- ウ 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- エ 事業報告・業務報告に関する事項
- オ モニタリング(事業評価)に関する事項
- カ 指定の取消しおよび管理業務の停止に関する事項
- キ 責任分担に関する事項
- ク その他

(2) 年度別協定の内容

- ア 当該年度の業務内容に関すること

イ 当該年度の指定管理料および支払い時期

ウ その他

## 10 その他

- (1) 指定管理者の候補者の選定に当たり、必要に応じて申請者に対して、申請書および添付書類の内容についてヒアリングを実施する場合があります。
- (2) 秋田市雄和観光施設の利用料金は、条例で定める利用料金を上限額として指定管理者が定め、自己の収入として収受するものとします。
- (3) 指定管理者指定申請書を提出した後、申請を取り下げる場合は辞退届（様式10）を提出してください。

## 11 問い合わせ先

秋田市観光文化スポーツ部観光振興課施設担当

電話 018-888-5606

FAX 018-888-5603

メール ro-incm@city.akita.lg.jp

## 12 参考資料

- (1) 秋田市雄和観光施設指定管理業務仕様書
- (2) 関連法令

ア 秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）および同施行規則（平成17年秋田市規則第43号）

イ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項

エ 秋田市個人情報保護に関する法律施行条例（令和4年秋田市条例第32号）

オ 秋田市公文書管理条例（平成24年秋田市条例第58号）

カ 秋田市暴力団排除条例（平成24年秋田市条例第10号）第2条

キ 秋田市雄和観光交流館条例（平成16年秋田市条例第92号）および同施行規則（平成16年秋田市規則第71号）

ク 秋田市雄和里の家条例（平成16年秋田市条例第94号）および同施行規則（平成16年秋田市規則第72号）

ケ 秋田市雄和観光農産物加工所条例（平成16年秋田市条例第95号）および同施行規則（平成16年秋田市規則第73号）

コ 秋田市雄和ふるさと温泉条例（平成16年秋田市条例第97号）および同施行規則（平成16年秋田市規則第74号）

サ 秋田市雄和コテージ条例（平成16年秋田市条例第98号）および同施行規則（平成16年秋田市規則第75号）

シ 秋田市雄和サイクリングターミナル条例（平成16年秋田市条例第99号）および同施行規則（平成16年秋田市規則第76号）

### 13 申請書等様式

- |                               |        |
|-------------------------------|--------|
| (1) 指定管理者指定申請書                | (様式1)  |
| (2) 誓約書                       | (様式2)  |
| (3) 申請者の概要書                   | (様式3)  |
| (4) 共同事業体構成団体一覧表              | (様式4)  |
| (5) 共同事業体協定書および委任状            | (様式5)  |
| (6) 秋田市雄和観光施設の管理運営業務に関する事業計画書 | (様式6)  |
| (7) 秋田市雄和観光施設の管理運営業務に関する収支予算書 | (様式7)  |
| (8) 現地説明会参加申込書                | (様式8)  |
| (9) 質問票                       | (様式9)  |
| (10) 辞退届                      | (様式10) |

### 14 別紙資料

- |   |       |
|---|-------|
| ・ 秋田市雄和観光施設指定管理者申請書類一覧                      | (別紙1) |
| ・ 秋田市雄和観光施設の管理運営業務に関する事業計画書<br>および収支予算書作成要領 | (別紙2) |
| ・ 秋田市雄和観光施設指定管理者選定評価基準採点表                   | (別紙3) |
| ・ 秋田市雄和観光施設の管理業務仕様書                         |       |